

資料1

もりやま障害福祉プラン 2024

(第7期守山市障害福祉計画・第3期守山市障害児福祉計画)

令和●年●月
守 山 市

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
5	計画の対象	5

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1	市の概況と人口の推移	6
2	障害のある人の状況	8
3	障害福祉サービスの現状	19
4	当事者団体・事業所アンケート調査結果	35
5	障害者施策の課題	40

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本目標	42
2	施策の体系	45

第4章 基本目標ごとの施策の方針と具体的な対応策

1	ともに理解し合い、支え合い、高め合うためにエラー！ブックマークが定義されていません。	
2	住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすためにエラー！ブックマークが定義されていません。	
3	自己の能力を活かし、自立した生活をめざすためにエラー！ブックマークが定義されていません。	
4	子どもの健やかな発達のために	エラー！ブックマークが定義されていません。
5	求められる支援に寄り添うために	エラー！ブックマークが定義されていません。
6	安全・安心なまちづくりのために	エラー！ブックマークが定義されていません。
7	必要な支援・サービスが円滑に提供されるためにエラー！ブックマークが定義されていません。	

第5章 障害福祉計画および障害児福祉計画の推進

1	計画の視点	エラー！ブックマークが定義されていません。
2	障害福祉サービスの見込等	エラー！ブックマークが定義されていません。
3	障害福祉サービスの充実	エラー！ブックマークが定義されていません。
4	地域生活支援事業の見込量と確保の方策	エラー！ブックマークが定義されていません。
5	障害のある子どもを対象としたサービスの充実	エラー！ブックマークが定義されていま

せん。

- 6 施設整備についての見込み…………… エラー! ブックマークが定義されていません。
- 7 令和8年度の数値目標等の設定…………… エラー! ブックマークが定義されていません。

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の進捗状況の管理・評価…………… エラー! ブックマークが定義されていません。
- 2 関連する計画の推進…………… エラー! ブックマークが定義されていません。
- 3 関係機関・団体との連携…………… エラー! ブックマークが定義されていません。

資料編

- 1 計画策定の経過…………… エラー! ブックマークが定義されていません。
- 2 条例…………… エラー! ブックマークが定義されていません。
- 3 障害者施策推進協議会委員名簿…………… エラー! ブックマークが定義されていません。
- 4 用語集…………… エラー! ブックマークが定義されていません。

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

守山市（以下、「本市」という。）では、令和3年3月に「障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画」を取りまとめた「もりやま障害福祉プラン 2021」を策定し、「真の共生社会を目指して」を基本理念に、障害者施策を進めるとともに、必要とされる障害福祉サービスの充実を図ってきました。

一方、国連においては、平成18年に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、国では、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和3年6月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなどの法整備が進められており、「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画（第5次）」が令和5年度から5年間の計画として示されています。また、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されるなど、障害のある人を取り巻く環境および施策は大きく変化しています。

滋賀県では、「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」を令和5年度に制定予定であり、すべての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指しています。

こうした状況を踏まえ、国の制度改正の方向や障害のある人およびその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害者福祉施策を総合的に推進するため、「もりやま障害福祉プラン 2024（守山市障害者基本計画・第7期守山市障害福祉計画・第3期守山市障害児福祉計画）」（以下、本プランという）を策定します。

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を定めるにあたり、国の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和5年5月19日に改正・告示されました。

また、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を令和6年度より開始するにあたり「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」が行われ、新たな成果指標の設定等が示されています。

今後の本市の障害者福祉の方向性を見極める上で、これまで以上に国の法制度との連動と連携を図り、その支援施策を積極的に取り込み、計画を策定します。

■国の基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 地域における相談支援体制の充実強化
- 障害者等に対する虐待の防止
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害福祉人材の確保・定着
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

2 計画の位置づけ

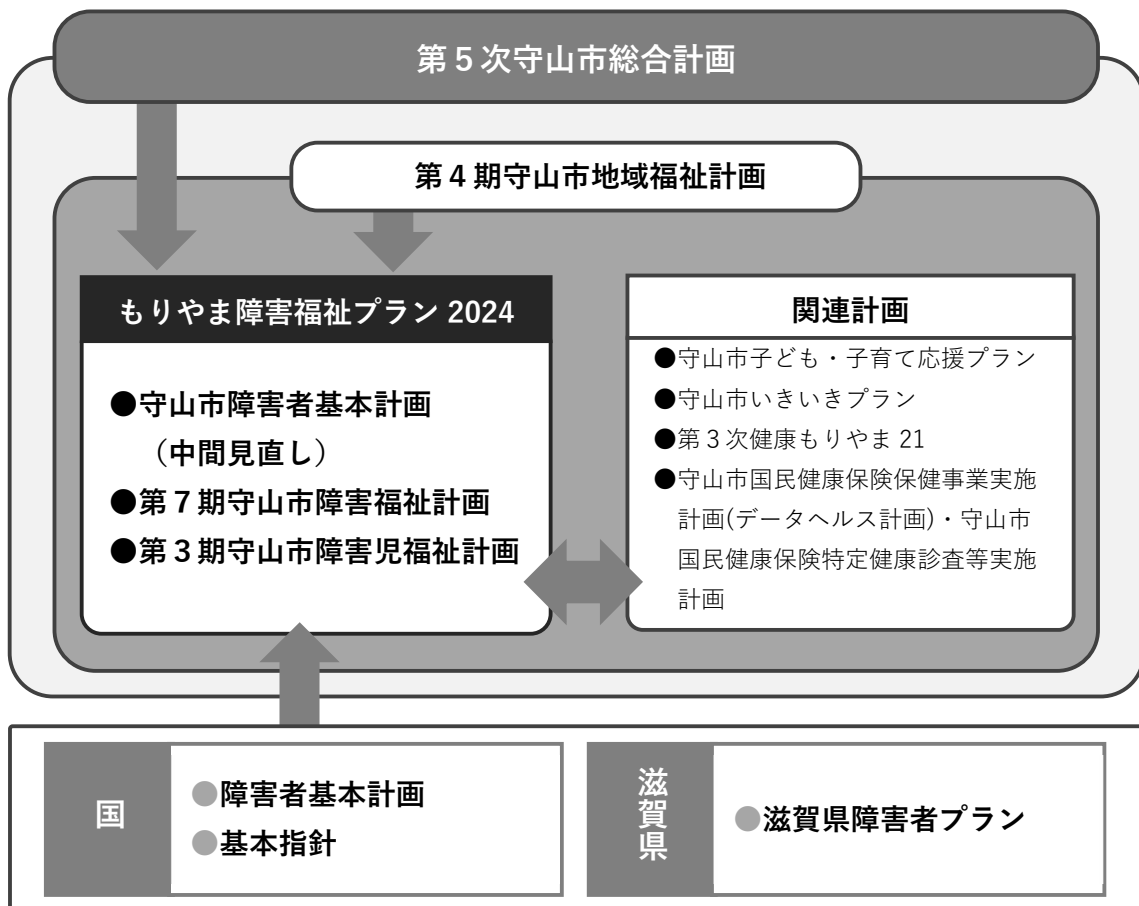
(1) 法令等の根拠

■第7期守山市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や提供体制を定める計画です。

■第3期守山市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援および障害児相談支援の見込量や提供体制を定める計画です。

(2) 関連計画

本プランは、市の最上位計画である「第5次守山市総合計画」や、上位計画である「第4期守山市地域福祉計画」、また、関連する「守山市子ども・子育て応援プラン」「守山市いきいきプラン」「第3次健康もりやま21」「守山市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」「守山市国民健康保険特定健康診査等実施計画」等との個別計画と連携し、国の基本指針、県の「第7期障害福祉計画および第3期障害児福祉計画」との整合を図ります。



3 計画の期間

本プランの期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とし、国の法律の動向や社会情勢の変化、障害者のニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画期間中であっても、適宜、見直すこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
もりやま障害福祉プラン2021			もりやま障害福祉プラン2024			もりやま障害福祉プラン2027(仮称)		
障害者基本計画						次期計画		
第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

本プランは、以下の過程を経て策定しました。

(1) 当事者団体・事業所アンケート調査

本プランの策定にあたり、障害のある人の生活および就労状況、福祉サービスの利用状況・利用意向、事業や活動の方向性を把握するため、障害者団体・事業所等に対してアンケートを実施しました。

(2) 策定委員会の実施

本プランを実効性あるものとするため、市民や有識者、関係団体、関係機関等で組織された「守山市障害者施策推進協議会」において、計画の検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本プランを策定するにあたり、市民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。令和5年●月●日(●)～令和●年●月●日(●)にかけて実施し、●名より●件のご意見をいただきました。

5 計画の対象

(1) 障害のある人の概念

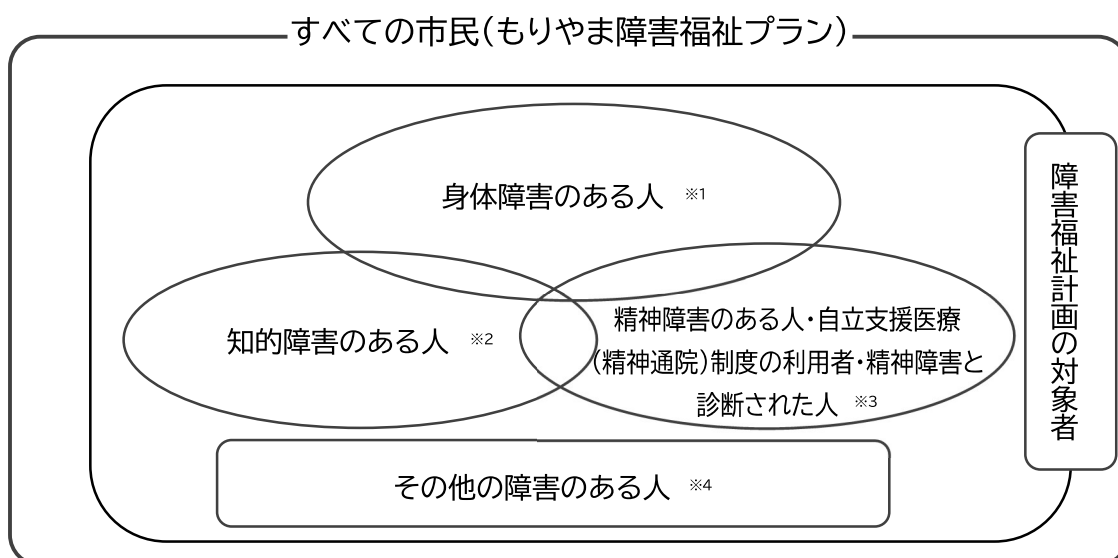
本プランにおける「障害のある人」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害および社会的障壁※により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称することとします。

※社会的障壁：障害者基本法第2条第2号において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されている。

(2) 計画の対象範囲

本プランに基づき推進する各種施策の対象者は、上記「(1) 障害のある人の概念」で定義する「障害のある人」とします。また、本プランに定める基本理念の実現のためには、すべての市民の理解と協力が求められることから、本プランは、障害のある人をはじめとする全市民を対象とします。

一方、「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」における障害のある人の範囲は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける人です。身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者ならびに更生相談所で知的障害と判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者ならびに精神障害者保健福祉手帳を持たない自立支援医療（精神通院）制度の利用者、精神障害と診断された人、その他の障害のある人が該当します。



※1、※2、※3：難病や発達障害・高次脳機能障害等で障害者手帳を持つ人を含む。

※4：難病や発達障害、高次脳機能障害等で障害者手帳を持たない人。

第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

1 市の概況と人口の推移

(1) 市の概要

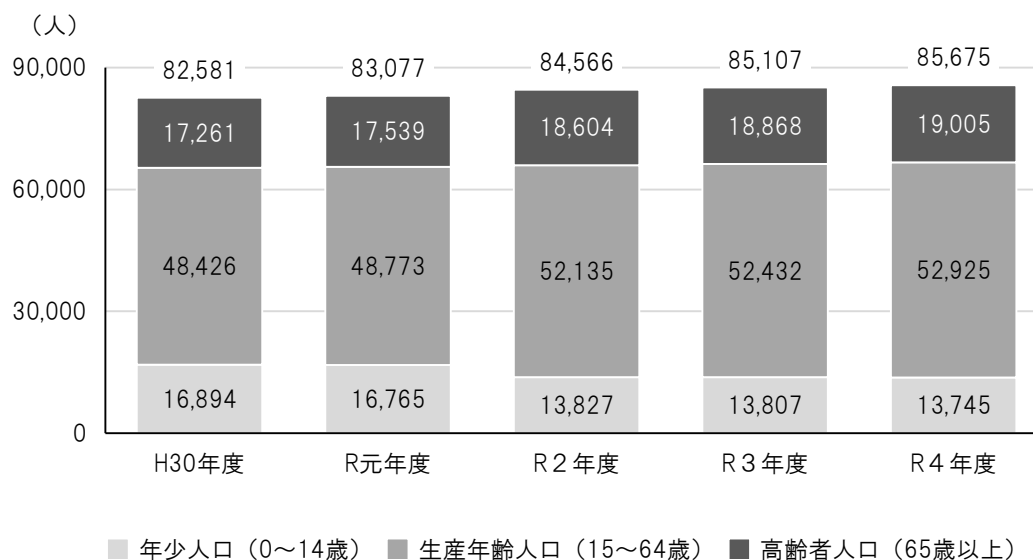
本市は、滋賀県の南東部、琵琶湖岸東南部を形成する湖南平野の中央部に位置し、南は草津市、栗東市、東は野洲市に接しており、大津湖南広域市町村圏域5市のなかで、大津市、草津市と並んで中心的都市として発展してきました。

また、昭和40年代後半から、新たな住宅・宅地開発による人口流入が増加し、近畿大都市圏のベッドタウンとして人口は現在も増加傾向にあり、令和5年3月31日現在の総人口は85,675人（住民基本台帳人口）となっています。

(2) 人口の推移

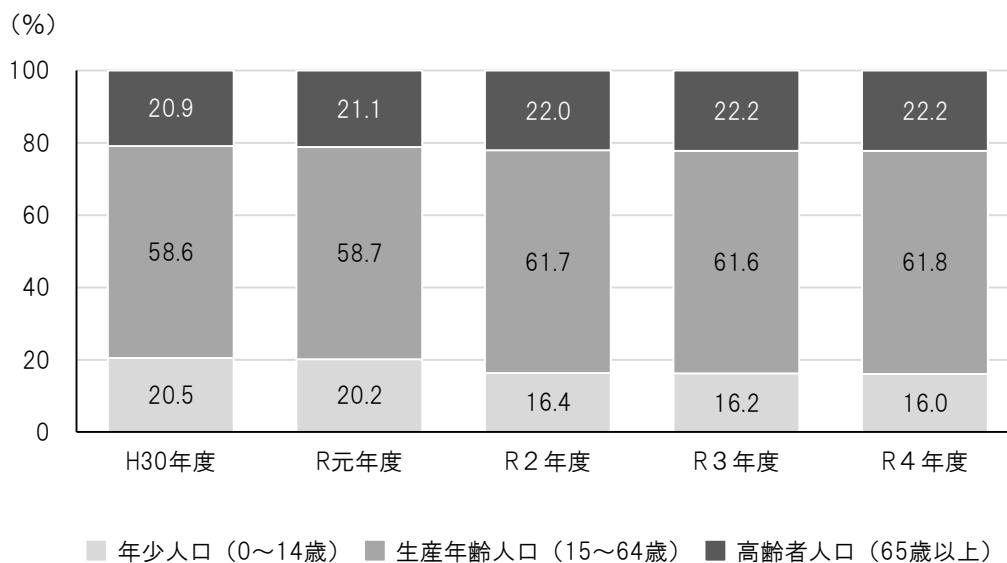
本市の人口は増加傾向にあり、令和4年度末には85,675人となっています。また、年齢3区分別人口の構成比について年少人口でみると、令和4年度末は平成30年度末と比べて、18.6%の減少となっておりますが、生産年齢人口と老年人口は増加傾向にあります。

図表1-1 総人口の推移（年齢3区分）



(各年度末現在)

図表1-2 年齢3区分別人口の構成比の推移

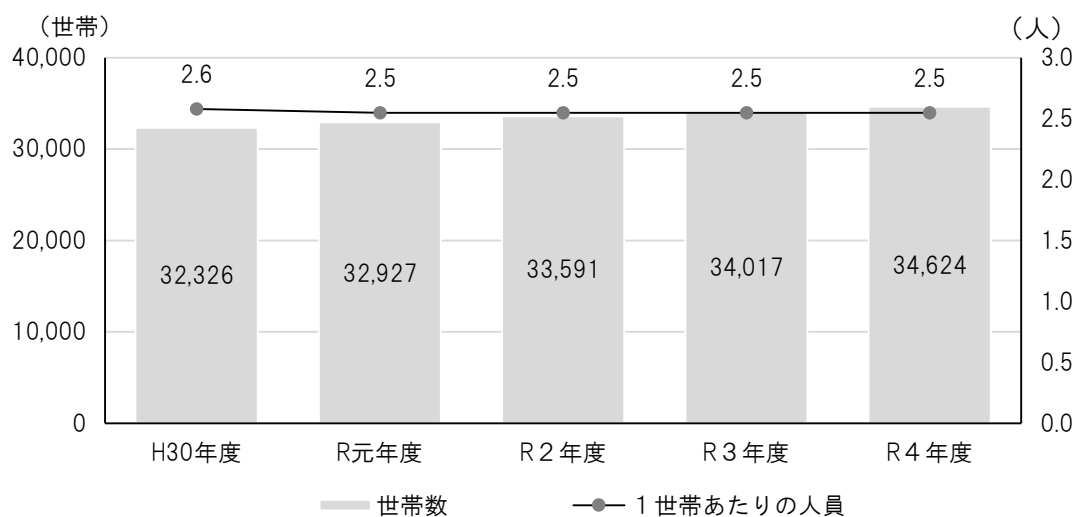


(各年度末現在)

(3) 世帯数の推移

1世帯当たりの世帯人員は令和元年度以降、横ばいで推移するなか、世帯数の推移をみると、人口の増加とともに増加傾向にあります。

図表1-3 世帯数の推移



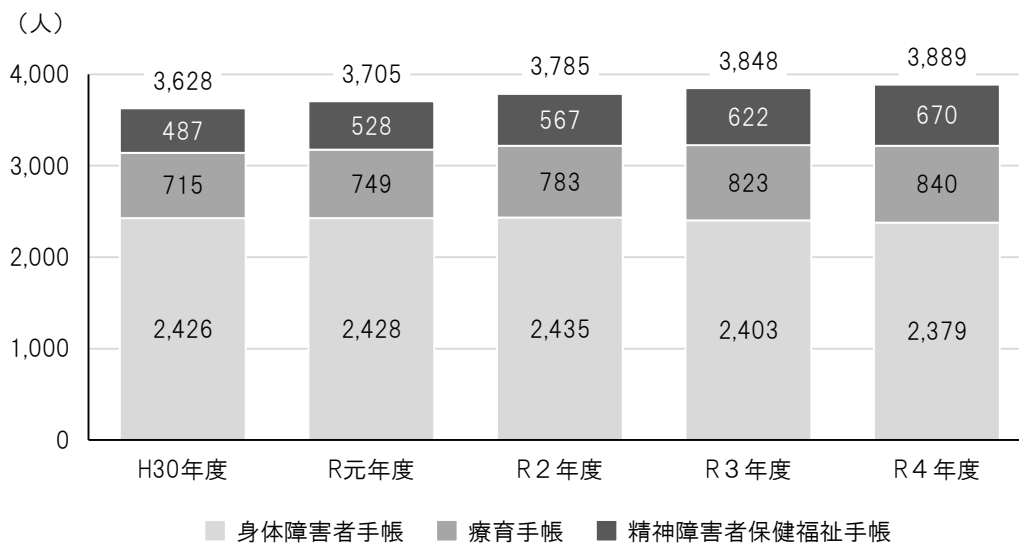
(各年度末現在)

2 障害のある人の状況

(1) 障害のある人の推移

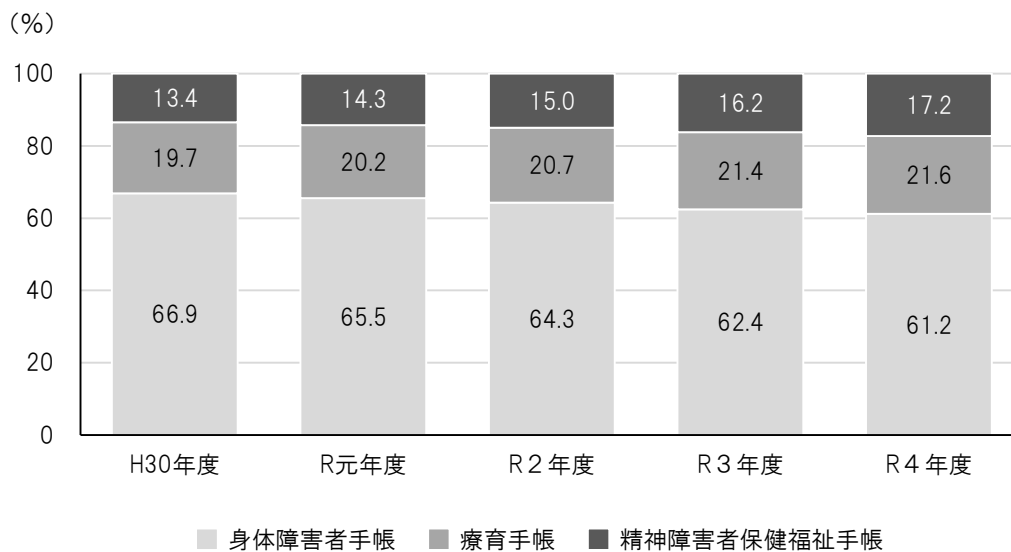
障害のある人の数の推移を手帳所持者数でみると、身体障害者手帳の所持者数は令和2年度以降、減少傾向にあるものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。各障害者手帳の所持者数の合計は、令和4年度末で3,889人（重複分を含む）となっています。これは、平成30年度末と比べて7.19%の増加となっています。

図表2-1 障害者手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-2 障害者手帳所持者数の構成比の推移



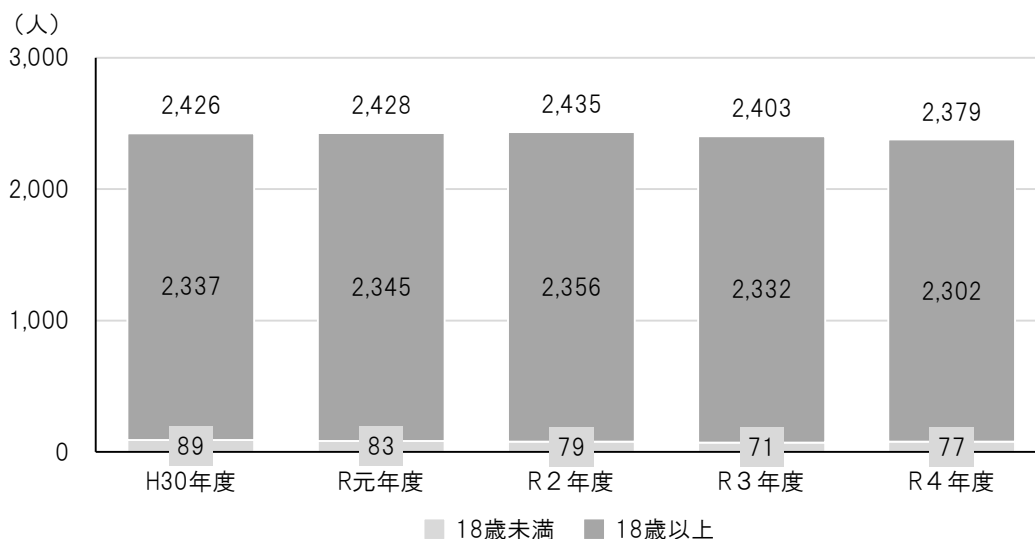
(各年度末現在)

(2) 身体障害のある人の推移

① 年齢別の推移

年齢別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳未満では令和3年度末まで減少傾向で推移していましたが、令和4年度末は増加しています。18歳以上では令和2年度末まで増加傾向にあったものの、その後は減少に転じています。

図表2-3 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

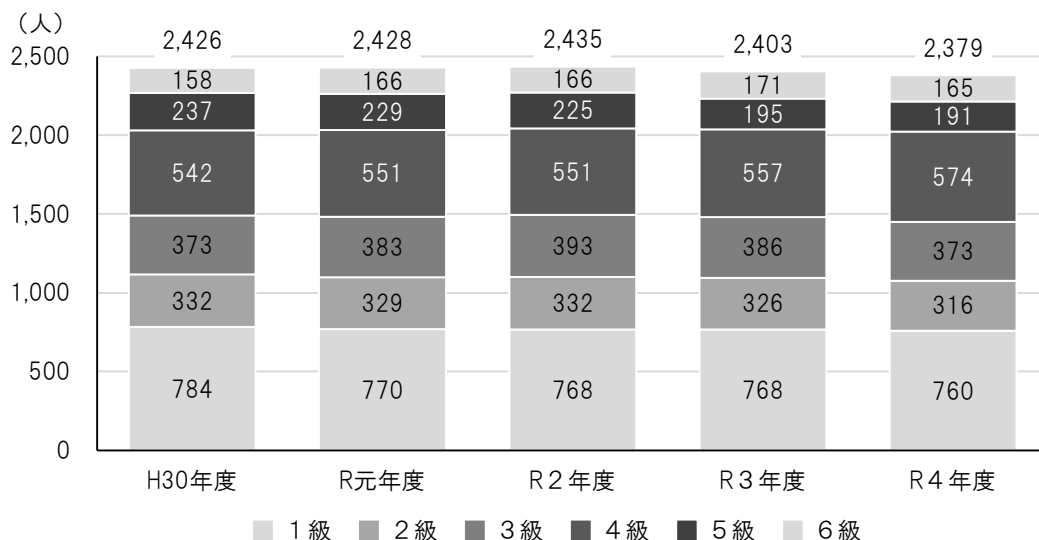


(各年度末現在)

② 等級別の推移

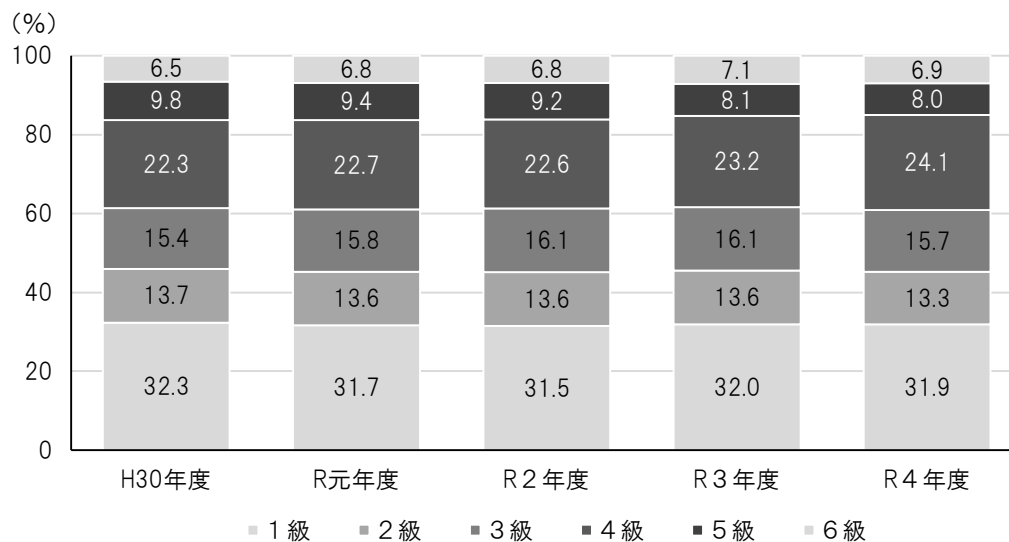
等級別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度ともに「1級」の割合が最も高くなっており、次いで「4級」となっています。令和4年度末の「1級」と「2級」をあわせた「重度」の割合は全体の45.2% (1,076人) となっており、身体障害者手帳所持者数の約半数となっています。

図表2-4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-5 等級別身体障害者手帳所持者数の構成比の推移

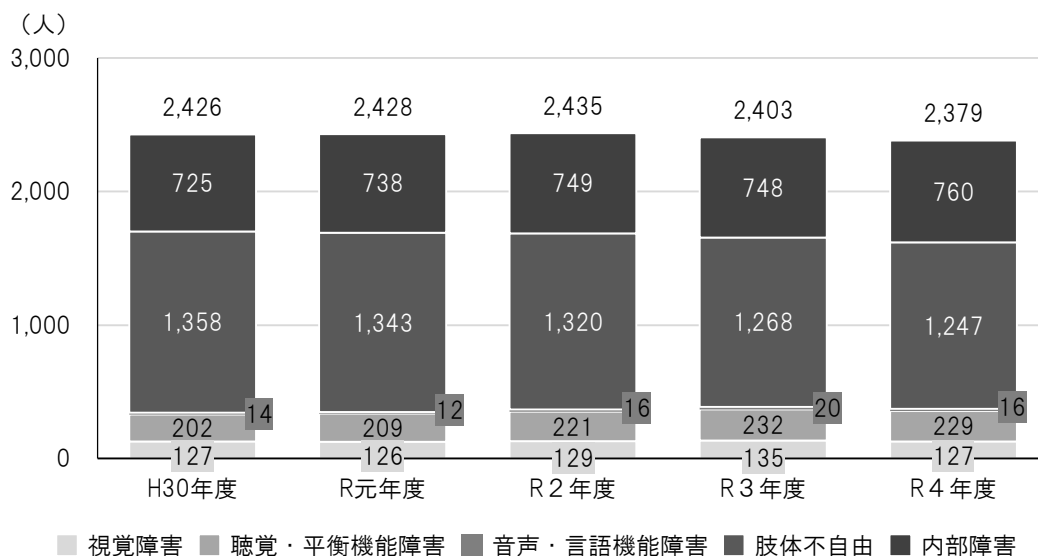


(各年度末現在)

③ 障害の種類別の推移

障害の種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、各年度ともに「肢体不自由」が最も多くなっており、次いで「内部障害」となっています。

図表2-6 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-7 身体障害者手帳所持者数（障害の等級別）の状況

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	49	37	4	9	18	10	127
聴覚・平衡機能障害	6	60	20	70	2	71	229
音声・言語機能障害	0	2	9	5	0	0	16
肢体不自由	263	210	222	297	171	84	1,247
内部障害	442	7	118	193	0	0	760
合計	760	316	373	574	191	165	2,379

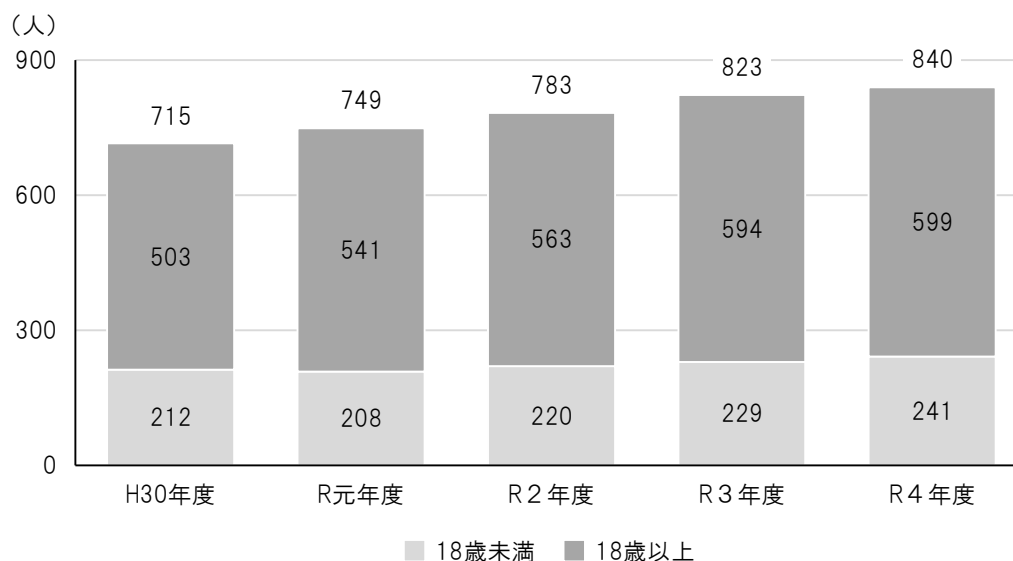
（令和4年度末現在）

（3）知的障害のある人の状況

① 年齢別の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末は平成30年度末と比べて、14.8%の増加となっています。年齢別の推移でみると、18歳未満において、令和元年度には減少に転じたものの、18歳未満、18歳以上ともに全体的に増加傾向となっています。

図表2-8 年齢別療育手帳所持者数の推移

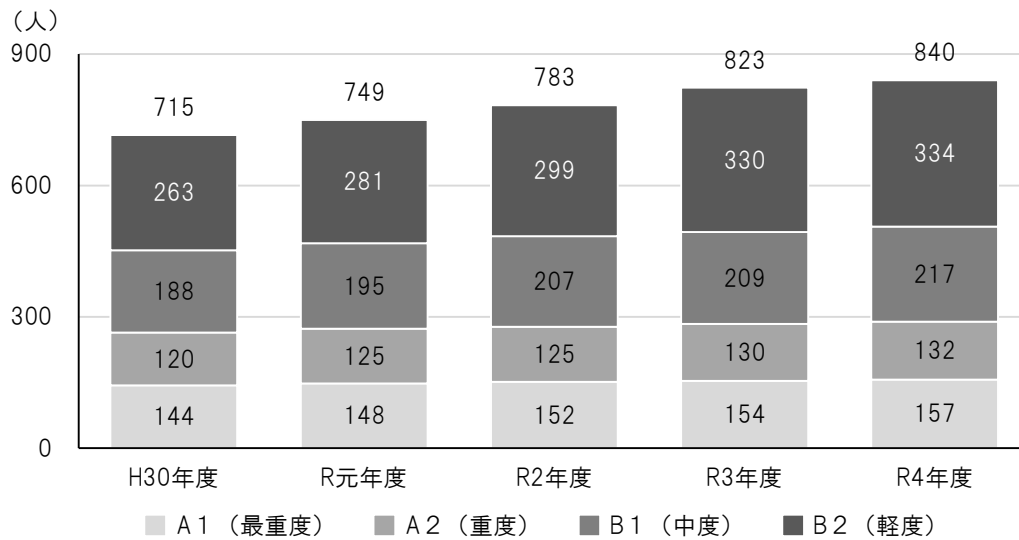


（各年度末現在）

② 等級別の推移

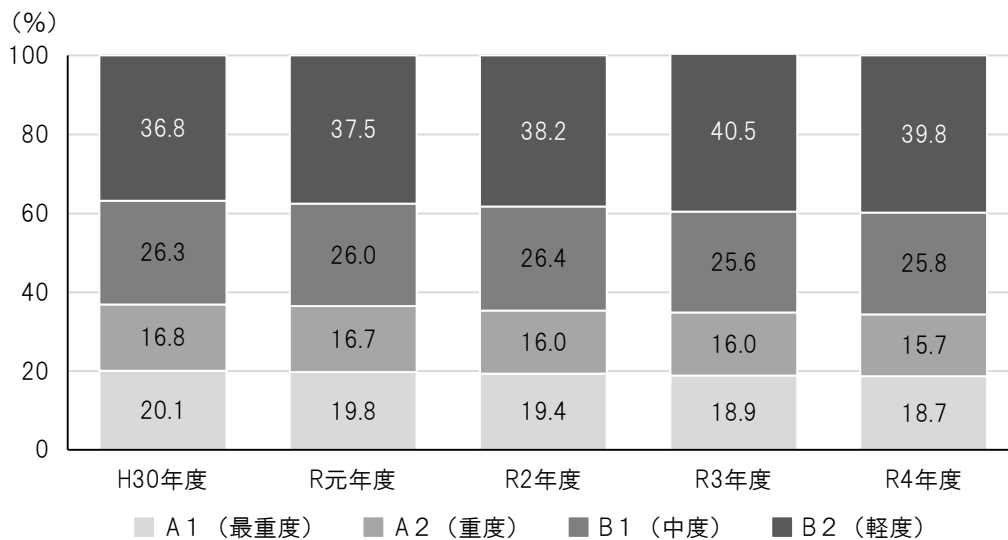
等級別の推移で見ると、すべての等級で増加傾向となっています。

図表2-9 等級別療育手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-10 等級別療育手帳所持者数の構成比の推移



(各年度末現在)

図表 2-11 等級別年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
A（重度）	18歳未満	81	80	79	82	77
	18歳以上	183	193	198	204	213
B（中・軽度）	18歳未満	131	128	141	147	164
	18歳以上	320	348	365	390	386
合計		715	749	783	823	840

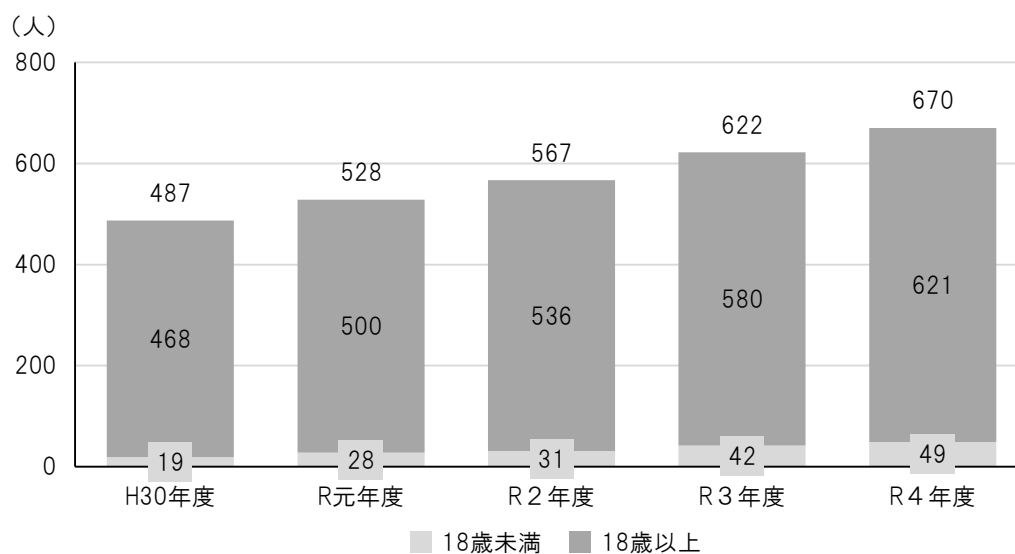
（各年度末現在）

（４）精神障害のある人の状況

① 年齢別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末は平成30年度末と比べて、38%の増加となっています。年齢別の推移でみると、18歳未満、18歳以上ともに増加傾向にあります。

図表 2-12 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

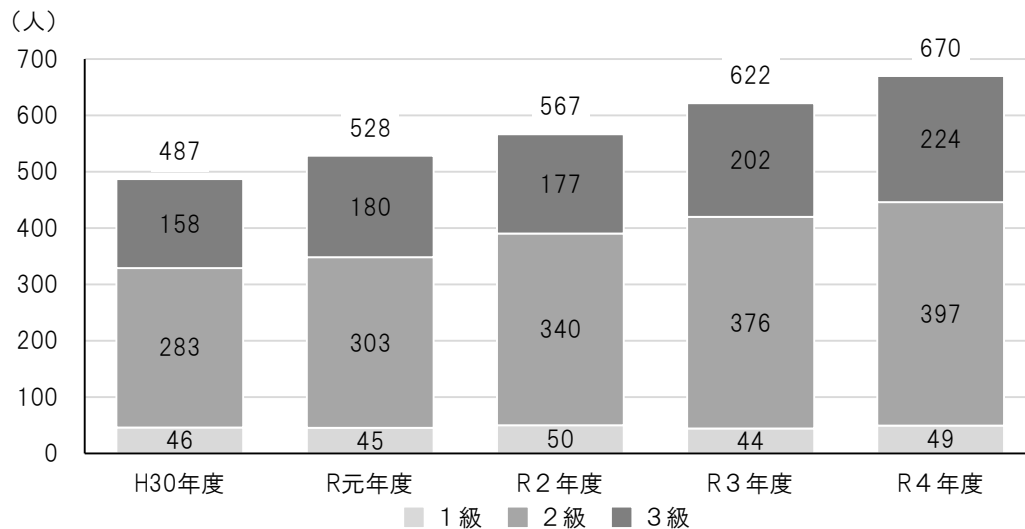


（各年度末現在）

② 等級別の推移

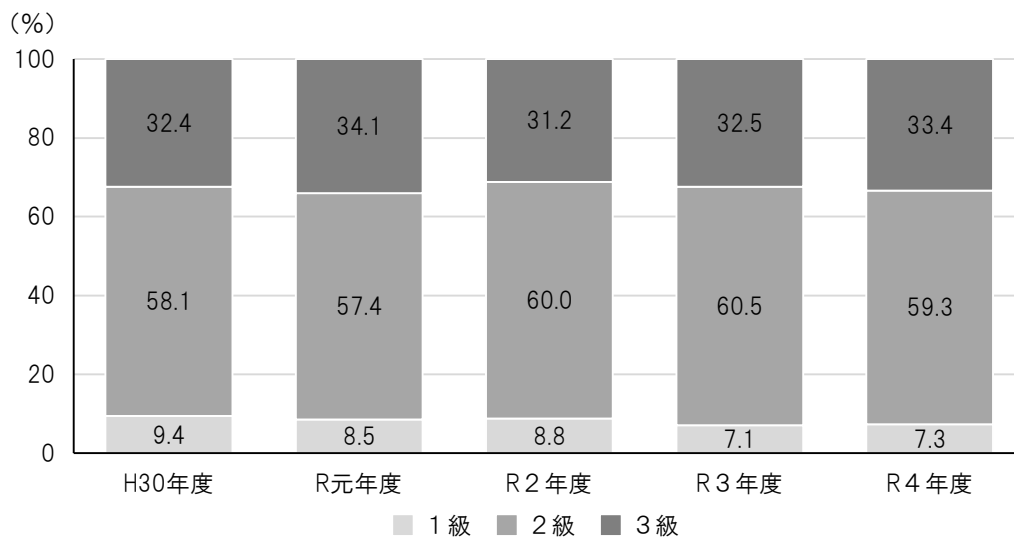
精神障害者保健福祉手帳の等級別の推移をみると、「1級」は横ばいで推移している一方で、「2級」「3級」はともに増加傾向にあり、令和4年度末では「2級」が397人と最も多くなっています。

図表2-13 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表2-14 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成比の推移

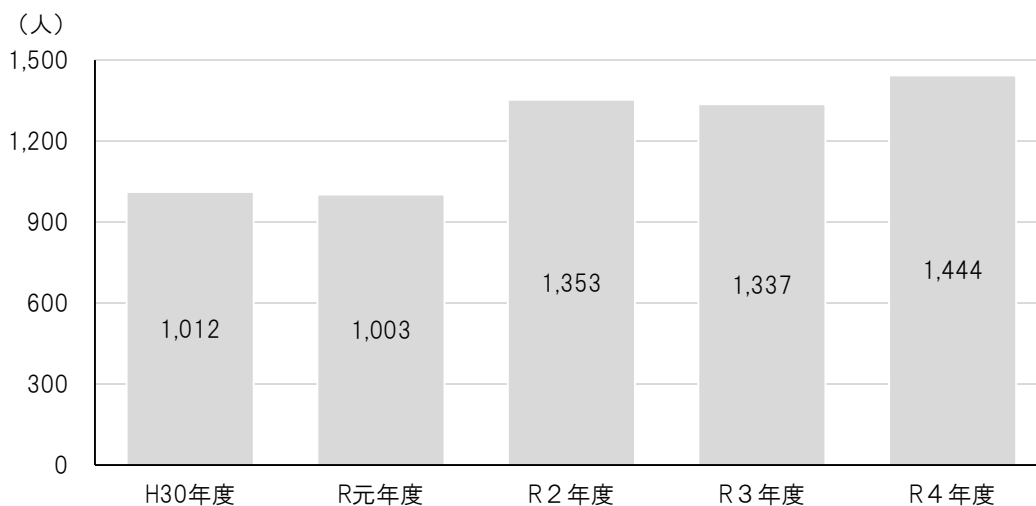


(各年度末現在)

③ 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移

自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移をみると、増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和4年度末では1,444人となっています。

図表2-15 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担）受給者数の推移

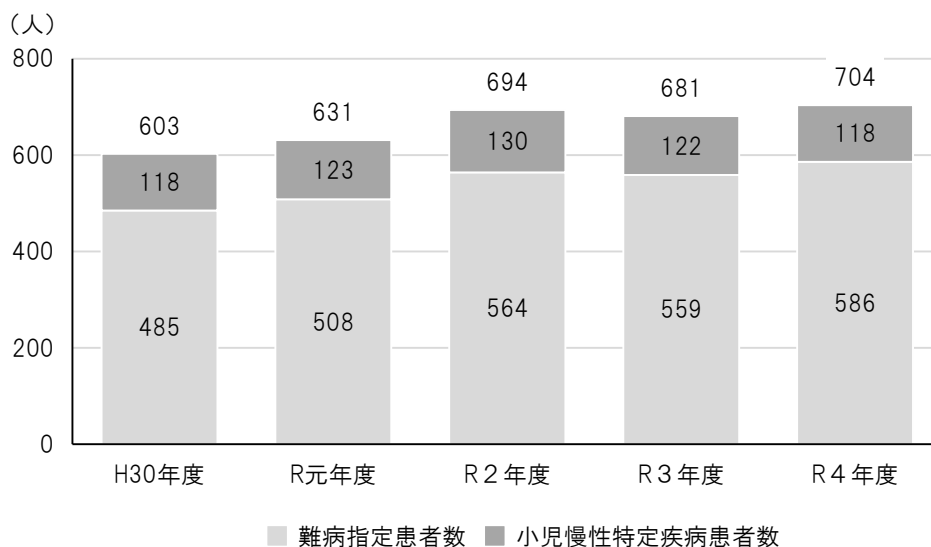


(各年度末現在)

(5) 難病患者の状況

本市の難病患者数の状況をみると、増減はあるものの増加傾向で推移しており、令和4年度末では特定医療費（指定難病）受給者証交付者は586人、小児慢性特定疾病医療受給者証交付者は118人となっています。

図表2-16 特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾病医療受給者証交付の推移



(各年度末現在)

(6) 障害のある人の雇用状況

障害のある人の雇用の状況は以下のとおりです。

図表2-17 障害のある人の雇用状況（滋賀県内）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業数（社）		885	927	928
雇用状況	法定常用労働者数(人)	141,909.0	144,726.5	147,338.0
	雇用障害者数(人)	3,252	3,374	3,621
	実雇用率（％）	2.29	2.33	2.46
法定雇用率達成企業の数（社）		497	501	544
雇用未達成企業数（社）		388	426	384
雇用未達成割合（％）		43.8	46.0	41.4

（各年度6月1日現在）

(7) 障害のある子どもの就園・就学状況

本市の特別支援学級、特別支援学校、児童発達支援事業「あゆっこ教室」等の状況は以下のとおりです。

図表2-18 特別支援学級の状況

単位：設置校数（校）／学級数（級）／児童・生徒数（人）

区分	設置校数	学級数	児童・生徒数
小学校	9 (8)	50 (49)	271 (265)
中学校	4 (4)	22 (16)	103 (75)
合計	13 (12)	72 (65)	374 (340)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年5月1日現在）

図表2-19 言語・発達障害通級指導教室の状況

単位：設置校数（校）／児童・生徒数（人）

区分	設置校数	児童・生徒数
小学校	5 (4)	107 (72)
中学校	2 (2)	46 (26)
合計	7 (6)	153 (98)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年5月1日現在）

図表 2-20 特別支援学校在籍数

単位：人

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
盲学校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (3)
聾話学校	1 (0)	0 (3)	2 (2)	1 (2)	4 (7)
鳥居本養護学校		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
守山養護学校		0 (0)	0 (0)		0 (0)
野洲養護学校		47 (51)	35 (23)	31 (25)	113 (99)
三雲養護学校				0 (1)	0 (1)
三雲養護学校石部分教室				4 (2)	4 (2)
北大津高等養護学校				5 (0)	5 (0)
長浜北星高等養護学校				1 (0)	1 (0)
甲南高等養護学校				1 (4)	1 (4)
愛知高等養護学校				3 (0)	3 (0)
合計	1 (0)	47 (54)	37 (25)	46 (37)	131 (116)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和 2 年) の数値

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

図表 2-21 保育園における特別支援加配*対象児の在籍数

単位：人

区分	0～2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	総数
在籍児童数	374 (423)	245 (256)	240 (242)	238 (246)	1,097 (1,167)
在籍加配対象児数	1 (2)	11 (8)	13 (14)	10 (16)	35 (40)
加配保育士数	1 (1)	6 (3)	7 (8)	2 (7)	16 (19)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和 2 年) の数値

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

図表 2-22 幼稚園における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍児童数	178 (241)	204 (248)	222 (319)	604 (808)
在籍加配対象児数	21 (24)	21 (33)	22 (24)	64 (81)
加配教諭数	9 (13)	11 (16)	9 (13)	29 (42)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和 2 年) の数値

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

図表 2-23 こども園 (短時部) における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
在籍児童数	129 (155)	126 (156)	118 (153)	373 (464)
在籍加配対象児数	9 (7)	10 (19)	12 (13)	31 (39)
加配教諭数	5 (5)	4 (9)	4 (4)	13 (18)

※ () 内は障害福祉プラン 2021 策定時 (令和 2 年) の数値

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

図表2-24 こども園（長時部）における特別支援加配対象児の在籍数

単位：人

区分	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	総数
在籍児童数	259 (249)	234 (204)	223 (202)	249 (223)	965 (878)
在籍加配対象児数	0 (0)	16 (7)	10 (12)	16 (13)	42 (32)
加配保育士数	0 (0)	10 (4)	3 (4)	7 (7)	20 (15)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年4月1日現在）

図表2-25 児童発達支援事業「あゆっ子教室」通園児の状況

単位：人

年齢区分	遅れの程度 障害の種別	遅れの程度					小計	合計
		なし	境界	軽度	中度	重度		
5歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	9(13)
	自閉症スペクトラム	0(0)	1(1)	4(6)	3(4)	0(1)	8(12)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
4歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	1(1)	0(3)	0(0)	1(4)	12(19)
	自閉症スペクトラム	0(1)	0(3)	8(9)	3(2)	0(0)	11(15)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
3歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	2(1)	0(1)	0(0)	2(2)	14(15)
	自閉症スペクトラム	0(0)	1(6)	8(6)	2(0)	0(1)	11(13)	
	その他	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	
2歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	6(7)
	自閉症スペクトラム	0(0)	2(5)	4(2)	0(0)	0(0)	6(7)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
1歳児	発達遅滞	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	自閉症スペクトラム	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
合計		0(1)	5(15)	27(25)	9(11)	0(2)	41(54)	41(54)

※（ ）内は障害福祉プラン2021策定時（令和2年）の数値

（令和5年6月末現在）

3 障害福祉サービスの現状

(1) 自立支援給付

本市の訪問系、日中活動系、居住系サービス等の利用状況は以下の通りです。

① 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人や知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助等を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する人のうち、四肢麻痺等のために介護の必要性が特に高いと認められた人に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活援助等のサービスを包括的に提供します。

■サービスの実績

図表3-1 訪問系サービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
居宅介護	人/月 (実人員)	計画値	161	171	181
		実績値	162	181	176
		進捗率	100.6%	105.8%	97.2%
	時間/年	計画値	27,688	29,408	31,128
		実績値	28,374	30,365	33,666
		進捗率	102.5%	103.3%	108.2%
重度訪問介護	人/月 (実人員)	計画値	14	15	16
		実績値	10	8	8
		進捗率	71.4%	53.3%	50.0%
	時間/年	計画値	10,167	10,893	11,619
		実績値	4,739	6,551	11,262
		進捗率	46.6%	60.1%	96.9%

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
行動援護	人/月 (実人員)	計画値	25	25	25
		実績値	27	28	30
		進捗率	108.0%	112.0%	120.0%
	時間/年	計画値	6,071	6,071	6,071
		実績値	6,572	6,852	8,316
		進捗率	108.3%	112.9%	137.0%
同行援護	人/月 (実人員)	計画値	14	15	16
		実績値	16	14	14
		進捗率	114.3%	93.3%	87.5%
	時間/年	計画値	3,323	3,560	4,035
		実績値	2,093	2,503	2,655
		進捗率	63.0%	70.3%	66.0%
重度障害者等包 括支援	人/月 (実人員)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
	時間/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

② 短期入所（ショートステイ）

■サービスの内容

サービス名		内容
期	福祉型	障がい支援区分が区分1以上である障がいのある人などに対して障がい者支援施設などにおいて入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	医療型	重症心身障害児（者）などに対して病院、診療所、介護老人保健施設において入浴、排せつ、食事の介護を行います。

■サービスの実績

図表3-2 短期入所（ショートステイ）の利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
短期入所 (福祉型)	人/月 (実人員)	計画値	55	56	57
		実績値	63	68	52
		進捗率	114.5%	121.4%	91.2%
短期入所 (医療型)	人/月 (実人員)	計画値	20	20	20
		実績値	28	36	28
		進捗率	140.0%	180.0%	140.0%

③ 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障害のある人に対して、主として昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護等のほか、相談や助言等日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害のある人または難病等対象者に、施設や居宅において、理学療法、作業療法等の必要なりハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言等、必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言等、必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害のある人・精神障害のある人に、夜間の生活の場所を提供し、家事等の日常生活能力を向上させる支援や生活相談などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する満 65 歳未満の障害のある人で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談等、必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な満 65 歳未満の障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援 (B型)	一般就労をしていたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった障害のある人に、生産活動の機会の提供等就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。

■サービスの実績

図表3-3 日中活動系サービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
生活介護	人/月 (実人員)	計画値	175	185	195
		実績値	161	167	177
		進捗率	92.0%	90.3%	90.8%
	人日/年	計画値	35,245	37,259	39,273
		実績値	32,652	32,983	36,171
		進捗率	92.6%	88.5%	92.1%
自立訓練 (機能訓練)	人/月 (実人員)	計画値	10	16	25
		実績値	5	2	1
		進捗率	50.0%	12.5%	0.0%
	人日/年	計画値	1,390	2,224	3,475
		実績値	485	96	0
		進捗率	34.9%	4.32%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	人/月 (実人員)	計画値	10	10	10
		実績値	7	7	6
		進捗率	70.0%	70.0%	60.0%
	人日/年	計画値	1,274	1,274	1,274
		実績値	1,050	925	573
		進捗率	82.4%	72.6%	45.0%
宿泊型自立訓練	人/月 (実人員)	計画値	3	3	3
		実績値	1	2	2
		進捗率	33.3%	66.7%	66.7%
	人日/年	計画値	668	668	668
		実績値	214	330	237
		進捗率	32.0%	49.4%	35.5%
就労移行支援	人/月 (実人員)	計画値	36	39	42
		実績値	28	27	28
		進捗率	77.8%	69.2%	66.7%
	人日/年	計画値	4,732	5,126	5,520
		実績値	2,368	2,790	2,541
		進捗率	50.0%	54.4%	46.0%
就労継続支援 (A型)	人/月 (実人員)	計画値	29	30	31
		実績値	36	40	42
		進捗率	124.1%	133.3%	135.5%
	人日/年	計画値	6,054	6,263	6,472
		実績値	6,607	7,570	8,439
		進捗率	109.3%	120.9%	130.4%

※人日/年：1年間で利用された、すべての利用者の総利用日数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
就労継続支援 (B型)	人/月 (実人員)	計画値	200	202	204
		実績値	223	232	224
		進捗率	111.5%	114.9%	109.8%
	人日/年	計画値	38,165	38,547	38,929
		実績値	40,686	40,691	40,821
		進捗率	106.6%	105.5%	105.0%
就労定着支援	人/月 (実人員)	計画値	27	39	56
		実績値	16	12	7
		進捗率	59.3%	30.8%	12.5%

④ 療養介護

■サービスの内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障害のある人に、主として昼間に、病院等の施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護および日常生活上の世話をを行います。

■サービスの実績

図表3-4 療養介護の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
療養介護	人/月 (実人員)	計画値	13	14	15
		実績値	10	11	12
		進捗率	76.9%	78.6%	80.0%

⑤ 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言等、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設や病院・グループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する障害のある人の居宅での自立した日常生活を支援するために、生じている課題等について状況の把握や把握を行い、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な情報の提供や助言・相談を行い、地域での生活を支援します。

■サービスの実績

図表3-5 居住系サービスの利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
共同生活援助	人/月 (実人員)	計画値	74	80	86
		実績値	81	95	99
		進捗率	109.5%	118.8%	115.1%
施設入所支援	人/月 (実人員)	計画値	35	35	35
		実績値	33	34	32
		進捗率	94.3%	97.1%	91.4%
自立生活援助	人/月 (実人員)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

⑥ 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画の作成、支給決定後に随時モニタリングを行いより良い生活を送れるよう支援していきます。
地域移行支援	福祉施設の入所者および入院中の精神障害のある人に対して、定期的な面接を行い、退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障害のある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

■サービスの実績

図表3-6 相談支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
計画相談支援	人/月 (実人員)	計画値	470	492	515
		実績値	390	427	443
		進捗率	83.0%	86.8%	86.0%
地域移行支援	人/月 (実人員)	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	0
		進捗率	0.0%	100.0%	0.0%
地域定着支援	人/月 (実人員)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 地域生活支援事業

本市の地域生活支援事業の利用状況は以下の通りです。

① 相談支援事業

■事業の内容

項目	内容
相談支援事業	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。

■事業の実績

図表3-7 相談支援事業所数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
障害者相談 支援事業	か所	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

② 成年後見制度利用支援事業

■事業の内容

項目	内容
成年後見制度 利用支援事業 ・利用促進事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、後見人等の報酬や申し立てに要する費用助成等の利用支援や、成年後見制度に係る相談促進等により、障害のある人の権利擁護を図ります。

■事業の実績

図表3-8 成年後見制度利用支援事業の利用者数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
成年後見制度 利用支援事業	人/年	計画値	10	16	25
		実績値	13	8	9
		進捗率	130.0%	50.0%	36.0%

③ 意思疎通支援事業

■事業の内容

項目	内容
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

■事業の実績

図表3-9 意思疎通支援事業の利用量

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
意思疎通支援 事業	件/年	計画値	416	442	470
		実績値	443	450	559
		進捗率	106.5%	102.0%	118.9%
	人/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
手話通訳者 派遣	件/年	計画値	415	441	469
		実績値	442	498	558
		進捗率	106.5%	112.9%	119.0%
要約筆記者 派遣	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
手話通訳者 設置事業	人/年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

④ 手話奉仕員養成研修事業

■事業の内容

項目	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等のコミュニケーションを保障するうえで、必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障害、聴覚障害のある人の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得を目指します。

■事業の実績

図表3-10 手話奉仕員養成研修事業の受講者数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
手話奉仕員養成研修事業	人/年	計画値	20	20	20
		実績値	11	20	20
		進捗率	55.0%	100.0%	100.0%

⑤ 日常生活用具給付等事業

■事業の内容

項目	内容
日常生活用具給付等事業	重い障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。
用具の種別	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子等。
自立生活支援用具	障害のある人の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等、障害のある人の在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストーマ装具等、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■事業の実績

図表3-11 日常生活用具給付等事業の利用件数

日常生活用具の種類	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(推計)
介護・訓練支援用具	件/年	計画値	11	13	15
		実績値	5	6	6
		進捗率	45.5%	46.2%	40.0%
自立生活支援用具	件/年	計画値	18	18	18
		実績値	10	18	9
		進捗率	55.6%	100.0%	50.0%
在宅療養等支援用具	件/年	計画値	34	39	45
		実績値	36	52	36
		進捗率	106.0%	133.3%	80.0%
情報・意思疎通支援用具	件/年	計画値	39	44	60
		実績値	49	44	60
		進捗率	126.0%	100.0%	100.0%
排せつ管理支援用具	件/年	計画値	1,607	1,706	1,811
		実績値	1,638	1,778	1,896
		進捗率	102.0%	104.2%	104.7%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	2	1
		進捗率	0.0%	200.0%	100.0%

⑥ 移動支援事業

■事業の内容

項目	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等の社会生活上必要不可欠な外出や余暇支援活動等の外出支援を行うことにより地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

■事業の実績

図表3-12 移動支援事業の利用者数および利用時間

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(推計)
移動支援事業	人/年	計画値	121	124	127
		実績値	124	123	116
		進捗率	102.4%	99.2%	91.3%
	時間/年	計画値	8,378	8,586	8,794
		実績値	8,378	8,311	9,080
		進捗率	100.0%	97.0%	103.3%

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

■事業の内容

項目	内容
地域活動支援センター機能強化事業 (Ⅰ型・Ⅱ型)	<p>地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として実施し、Ⅰ型、Ⅱ型の事業形態を実施していきます。</p> <p>Ⅰ型においては、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を引き続き実施していきます。</p> <p>Ⅱ型においては、地域において雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供や入浴等のサービスを引き続き実施していきます。</p>

■事業の実績

図表3-13 地域活動支援センターの利用件数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
地域活動支援センター機能強化事業	件/年	計画値	1,990	2,033	2,077
		実績値	1,535	1,390	1,746
		進捗率	77.1%	68.4%	84.0%

※Ⅰ型・Ⅱ型を合計した利用件数

⑧ 日中一時支援事業

■事業の内容

項目	内容
日中一時支援事業	<p>障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援および障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。</p>

■事業の実績

図表3-14 日中一時支援事業の利用件数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
日中一時支援事業	件/年	計画値	6,420	6,730	7,054
		実績値	5,281	6,048	6,811
		進捗率	82.3%	90.0%	96.5%

⑨ 社会参加促進事業

■事業の内容

項目	内容
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室や「もりやまふれあいフェア」等開催事業、点字・声の広報等発行事業の実施により、障害のある人の社会参加を促進していきます。

■事業の実績

図表3-15 社会参加促進事業の利用者数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
文化芸術活動振興事業	人/年	計画値	500	525	550
		実績値	450	420	500
		進捗率	90.0%	80.0%	90.9%
点字・声の広報等発行事業	人/年	計画値	240	216	192
		実績値	276	264	264
		進捗率	115.0%	122.2%	137.5%

⑩ 入浴サービス事業

■事業の内容

項目	内容
入浴サービス事業	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスや、送迎による施設での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■事業の実績

図表3-16 入浴サービス事業の利用量

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
入浴サービス事業	人/年	計画値	1,142	1,482	1,923
		実績値	889	889	1,005
		進捗率	78.0%	60.0%	52.3%

(3) 障害のある子どもへの支援

本市の障害のある子どもへの支援に関する利用状況は以下の通りです。

① 児童発達支援

■サービスの内容

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害、知的障害、精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重い障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

■サービスの実績

図表3-17 児童発達支援の利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
児童発達支援	人/月	計画値	71	72	73
		実績値	76	79	84
		進捗率	107.0%	109.7%	115.0%
	人日/年	計画値	2,358	2,392	2,425
		実績値	2,705	2,734	2,517
		進捗率	114.7%	114.3%	103.8%
医療型児童発達支援	人/月	計画値	4	4	4
		実績値	2	1	1
		進捗率	50.0%	25.0%	25.0%
	人日/年	計画値	238	238	238
		実績値	95	41	68
		進捗率	39.9%	17.2%	28.6%
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-
	人日/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

② 放課後等デイサービス

■サービスの内容

サービス名	内容
放課後等 デイサービス	通学中の障害のある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童・生徒の放課後等において療育を提供します。

■サービスの実績

図表3-18 放課後等デイサービスの利用者数および利用量

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
放課後等デイ サービス	人/月	計画値	220	231	243
		実績値	263	291	327
		進捗率	119.5%	126.0%	134.6%
	人日/年	計画値	29,852	31,344	32,973
		実績値	36,245	40,741	44,730
		進捗率	121.4%	130.0%	136.0%

③ 保育所等訪問支援

■サービスの内容

サービス名	内容
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある乳幼児等、または今後利用する予定の障害のある乳幼児等が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

■サービスの実績

図表3-19 保育所等訪問支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
保育所等訪問 支援	人日/年	計画値	10	11	13
		実績値	6	10	11
		進捗率	60.0%	90.9%	84.6%

④ 障害児相談支援

■サービスの内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもを対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■サービスの実績

図表3-20 障害児相談支援の利用者数

サービス名	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
障害児相談支援	人/月	計画値	201	218	236
		実績値	182	192	202
		進捗率	90.5%	88.1%	85.6%

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■事業の内容

項目	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることが出来るよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■事業の実績

図表3-21 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	単位	進捗度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
コーディネーター配置人数	人	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		進捗率	-	-	-

4 当事者団体・事業所アンケート調査結果

(1) 調査の概要

障害のある方を取り巻く現状や課題、当事者団体・事業所の今後の方向性等に関する意向をお伺いし、総合的な現状を把握するため、アンケート調査（以下、アンケート）を実施しました。

調査目的	本調査は、計画の策定にあたって、当事者団体および関係団体に対してアンケートを行い、障害のある方を取り巻く現状や課題、今後の方向性等に関する意向をお伺いし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査対象	守山市内の障害者団体、障害福祉サービス事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政 等
調査期間	配布回収：令和5年3月24日～令和5年4月24日
回収状況	配布数：63件、回収数：49件

(2) 調査結果からみる傾向

① 障害に対する理解について

現状	検討が必要と思われる課題
■インクルーシブ教育の拡充や学校における福祉人権教育の充実、障害の有無に関わらず参加できるイベントの開催を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。	■障害に対する市民の理解を深める教育や交流の機会について。
当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見	
■今後も継続して障害のある人が地域に出ていく機会を増やし、市民と触れ合う事によって理解を深めていきたい。	

② 社会参加について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■障害のある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、地域や社会に参加しやすい配慮を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約9割となっています。■障害のある人が積極的に社会に進出することが、障害のある人への市民の理解を深めるために必要だと考える当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約4割となっています。	<ul style="list-style-type: none">■障害のある人の社会参加がしにくい状況の改善に向けた配慮について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 障害のある人が社会進出するためにどのような支援が必要で、どのように環境を整備したら良いのか考えることが必要。

③ 障害のある人に対する配慮について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■障害のある人に対する差別・偏見、配慮のなさを感じるという当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。	<ul style="list-style-type: none">■障害のある人に対する差別や偏見の解消、待遇を含めた配慮や理解を深める取組について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 新規事業を実施する場合に地域住民の方の理解を得る事が難しい事があった。
- 障害のある人に配慮した遊び等の環境が必要。

④ 相談支援について

【一般相談について】

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人やその家族から当事者団体・障害福祉サービス事業所等が受ける相談内容は、日々の生活上の困りごとや将来のこと、障害福祉サービス利用に関するものが多くなっています。 ■公的な相談窓口において気軽に相談できるために、どんな内容でも1つの窓口で相談できること、電話やインターネットを用いた相談体制、障害のある人のみならず、その家族の悩みも相談できることが必要だという当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 ■権利擁護支援の充実に向けて、相談体制の構築を必要とする割合が4割を超えています。 ■地域の当事者団体や相談員、障害福祉サービス事業所等と医療機関をつなぐコーディネーター等の配置を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約6割となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■様々な困りごとや悩みごとを抱えている障害のある人や、その家族が取り残されることがないように、相談しやすく支援につながりやすい仕組みづくりについて。 ■権利擁護支援の充実や相談体制の構築について。 ■保健・医療・福祉・保育・教育の連携に向けたコーディネート機能について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 障害のある人のみならず、その家族の声にも耳を傾けてほしい。

【計画相談について】

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none"> ■相談支援の充実に向け、計画相談員の質の向上や計画相談の充実（セルフプラン率の減少）を必要と考える当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。 ■市内の相談支援事業所の数が少ないことを指摘する障害福祉サービス事業所等が見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害のある人に適したサービス利用につながるような計画相談の質の向上や相談支援事業所の確保について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 相談支援事業所が少なく、セルフプランが多く感じる。もう少し充実できる体制があればと思う。

⑤ 生活支援について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■障害のある人の生活をよりよくするため、困った時に頼れる相談窓口のほか、障害に対する周囲の人の理解促進、外出時の介助支援を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。■障害のある人が適切に医療を受けるための支援については、身近に医療が受けられる施設や、通院方法・往診等の体制の整備を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が約8割となっています。■日中一時支援サービス事業所の拡充を求める当事者団体が見られます。	<ul style="list-style-type: none">■障害のある人が悩みごとや困りごとを抱え込むことなく、安心して生活できるような相談窓口や外出支援について。■障害のある人の日中における活動の場の確保について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 日中一時支援の不足や、放課後等デイサービスが利用できなくなった年齢の方が利用できるサービスの充実が必要。

⑥ 雇用・就労について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■障害のある人が働くために、障害の特性にあった職業・雇用の拡大や、仕事探しから就労までの総合的な支援を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。	<ul style="list-style-type: none">■一人ひとりの障害特性に応じた就労機会の確保、就労移行支援や就労継続支援といった仕事探しから就労後までの支援体制の構築について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 就労系サービス事業所の利用は望まない方への支援が必要。

⑦ 災害・緊急時の支援について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■災害時に自力で避難できない障害のある人が、スムーズに避難できるための支援や、障害特性に応じた物理的・精神的な配慮を求める当事者団体・障害福祉サービス事業所等が多くなっています。	<ul style="list-style-type: none">■災害時の避難や避難所における配慮について。

⑨ 当事者団体の活動について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■活動上での課題としては、新規メンバーの加入の少なさや、役員のなり手がいないことを挙げる当事者団体が多くなっています。■活動するにあたって、行政との連携が取れるような体制づくりや、専門的な知識を得るための勉強会や研修の実施を必要とする当事者団体が多くなっています。	<ul style="list-style-type: none">■当事者団体の活動の継続に向けた人材の確保について。■行政との連携強化や、当事者団体同士の交流の機会研修機会について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 学校卒業後の過ごし場として利用できる福祉サービスの充実が必要。

⑩ 障害福祉サービス事業所等の活動について

現状	検討が必要と思われる課題
<ul style="list-style-type: none">■人材が確保できない、職員が定着しない課題については、給与水準や精神的・体力的な厳しさを挙げる障害福祉サービス事業所等が多くなっています。■グレーゾーンの人をはじめとした制度の狭間にいる方に対する支援体制の充実の必要性を指摘する障害福祉サービス事業所等が見られます。	<ul style="list-style-type: none">■職員の確保・定着のため、労働環境の改善に向けた支援や情報提供について。■制度の狭間にいる方への支援体制について。

当事者団体・障害福祉サービス事業所等から寄せられた意見

- 重度の知的障害がある人のための施設がまだまだ少なく、行き場所が必要と思われる。

5 障害者施策の課題

本市における障害のある人を取り巻く状況や障害福祉サービスの現状、当事者団体・事業所を対象としたアンケートの結果等を踏まえ、障害者施策の課題として今後の障害福祉施策の推進にあたっては次の項目に取り組むことが必要となっています。

課題 1 障害に対する理解の促進

本プランの基本理念である「真の共生社会をめざして」にあるように「障害に対する理解促進」や「障害のある人に対する配慮」、「障害のある人の社会参加」は常に考えていくべき大切な課題です。

アンケートの中でも、インクルーシブ教育の充実や社会参加しやすい環境の整備を求める声が多くありました。また、市民に対する障害への正しい情報提供や理解の促進、障害のある人が生活しやすい地域をつくるための配慮を求める声も多くあり、交流機会の場の確保や合理的配慮に基づいた啓発や教育の充実に取り組む必要があります。

課題 2 障害のある人への切れ目のない相談支援の充実

アンケートの中でも、市内の相談支援事業所の数が少ないことを指摘する声や、計画相談員の質の向上、計画相談の充実（セルフプラン率の減少）を必要と考える声が多くあります。そういった「計画相談支援」の充実とともに、障害のある人のみならず、その家族の悩みも相談できる重層的な支援体制が必要といったご意見からも、相談支援体制の構築が急務であると考えています。

課題 3 雇用・就労等の自立に向けた施策の展開

アンケートの中でも、障害のある人の特性に適した雇用の拡大や、仕事探しから就労定着までの一貫した支援を必要とする意見が多くありました。そういった就労機会の確保や就労後の定着までを見据えた支援体制の構築が重要となっており、雇用主への啓発と合わせて、一人ひとりの特性にあった働く場を充実することが必要です。

課題 4 障害児に対する支援施策の展開

アンケートの中でも、医療的ケア児等に対する支援体制の充実に向けた取り組みが必要と指摘する声や、早期発見・早期支援を行える支援体制の整備を必要とする声が多くあり、強度行動障害等の個別の支援を必要とする子どもについて、実態を把握し適切な支援を行える体制の構築に向けた取り組みが必要となっています。

課題 5 地域で安心して過ごすための日々の生活支援

障害のある人の生活をより豊かにするため、相談窓口の充実等を必要とする意見があったほか、比較的重度の障害のある人に対する日中活動の場、住まいの場の確保や日中一時支援事業の拡充を求める声がアンケートでもあり、障害のある人が今後も地域の中で、安心して自立した生活が過ごせるよう、日常的な生活支援体制の構築に取り組む必要があります。

課題 6 災害・緊急時等の支援体制の推進

アンケートの中でも、自力で避難することが難しい人に対する支援の充実や、障害の特性に適した配慮を必要と考える声が多くあり、障害のある人がスムーズに避難できる体制の構築、避難時や避難所等での適切な配慮が行える環境の整備、避難時・避難所生活における支援など、障害特性に応じたきめ細かい支援が可能となるよう、対策を検討しておくことが重要となっています。

課題 7 人材確保・育成の推進

全国的にも人手不足、とりわけ「障害福祉サービス事業所等」における福祉人材の不足が課題となっています。アンケートの中でも、夜間の支援を伴う入所施設やグループホームについての人材確保、職員の定着が難しいと指摘する声が多くあることから、障害のある人が地域で安心して暮らすために必要なサービスが円滑に提供されるよう、福祉分野の人材確保や人材育成についての取組を促進していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

障害のある人が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくため、まずは、障害者への理解促進を進めるなか、相談体制の拡充、雇用・就労の促進、障害のある児童への支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の基本目標のもと計画を進めます。

(1) とともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

誰もが認め合える共生社会の実現に向け、障害のある人の特性や障害への正しい理解を深めるとともに、誰もが自分らしく生活する環境の整備が重要です。

そのため、正しい情報と理解の発信を目的とした障害に関する人権教育や広報・啓発活動の実施、障害の有無にかかわらず誰もが参加できる交流機会の創出に取り組み、多様性が尊重される社会の形成に努めます。

(2) 住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～相談支援体制の強化～

障害のある人やその家族が住み慣れた地域で健やかに暮らし、充実した生活を送るためには、必要な情報や支援を受けられる支援体制の拡充が重要となっています。多様なニーズに対応するため専門的な課題に対応した相談支援を行うとともに、相談支援体制や情報提供の充実、障害のある人とその家族の親亡き後も見据えた日常生活の状況変化に合わせた一貫したサポート体制の充実を図ります。

また、重層的支援体制整備事業とも連動した各種支援制度の充実や、成年後見制度の周知啓発・利用促進にも努めるほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、法律・制度の周知、啓発活動を推進します。

(3) 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために **～就労支援等の自立に向けた施策の展開～**

障害のある人が自分らしく活躍できる社会の実現に向けて、一人ひとりの状況や希望に応じた働き方ができるよう、令和3年の障害者差別解消法改正による合理的配慮提供の浸透・拡大、仕事探しから就労・定着までの一貫した支援体制の充実を図る必要があります。

また、就労の場において必要とされるサービスが十分に行き渡る環境の整備、地域や社会で障害のある人がそれぞれの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就労機会の確保に努めます。

(4) 子どもの健やかな発達のために **～障害児に対する支援策の展開～**

障害のある子どもや発達に課題のある子どもが個々の特性や、ライフステージに応じた充実した支援を受けるには、障害への理解促進のほか、学校等の教育現場における発達段階や能力に合わせた教育内容の充実や、日常的な生活や学習の面でサポートを行う個別支援員の配置、特別支援教育の充実が重要であり、早期発見、早期での療育環境整備を図る必要があります。また、「インクルーシブ教育システムの構築」に向けて、障害のある児童生徒が地域の学校で学ぶための支援体制を強化し教育の充実を図っていきます。

さらに、障害のある子どもの家族に対しても、適切な情報提供や相談支援を行い、家庭でのサポートが円滑に行われる支援体制の整備を促進します。

(5) 求められる支援に寄り添うために **～個々の特性に応じた支援の場の提供～**

障害のある人が自分らしく、個々の特性に合わせた支援を受けながら、充実した生活を送ることができる環境を整備するには、一人ひとりの特性やニーズに合った個別支援プランの策定や、住みやすい環境を整えるためのバリアフリーの促進、また、様々な障害やニーズに合わせた支援の充実を図る必要があります。

さらに、重い障害のある方が日中活動や住まいの場で適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることができる支援体制の充実にも取り組みます。

(6) 安全・安心なまちづくりのために

～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

災害時や緊急時に障害のある人が自力で避難することが難しいケースが多いことから、地域住民や関係機関とのつながりを強め、地域一体となった支援体制を構築するとともに、障害福祉施設の耐震化のほか、避難時や避難所等で適切な配慮が行える環境の整備、非常用自家発電設備の導入促進等に取り組む必要があります。

また、災害等緊急時の迅速な避難に向けた避難支援体制の強化や、バリアフリーに配慮した公共空間の整備等、安心して避難できる避難所・福祉避難所の確保を進めるとともに、かかりつけ医等、ご本人を取り巻く関係者と連携を図りながら、一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の計画的な策定に取り組めます。

(7) 必要な支援・サービスが円滑に提供されるために

～人材確保・育成の推進～

近年、全国的に福祉分野における人材の不足が大きな課題となっています。質の高い福祉サービスを提供するためには、福祉人材の確保と育成が必要不可欠です。障害のある人が安心して暮らしていくために必要なサービスが円滑に提供されるよう、豊富な知識や高度なスキルを有する福祉人材を新たに確保するとともに、専門的な研修機会の提供を図ることで人材の育成強化を促進します。

2 施策の体系

基本理念

～ 真の共生社会をめざして ～

理念実現に向けた基本目標

目標達成のための具体的な対応策

1

ともに理解し合い、支え合い、高め合うために
～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

- (1) 相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進
- (2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進
- (3) 交流・ふれあい・文化・パラスポーツ・レクリエーション活動の推進
- (4) 地域福祉の視点に立った活動の推進
- (5) 障害や難病・依存症等に関する協力体制や理解促進

2

住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために
～相談支援体制の強化～

- (1) 障害のある人に対する虐待の防止
- (2) 地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進
- (3) 障害のある人・家族への重層的な支援体制の推進
- (4) 成年後見制度等権利擁護事業の周知啓発等、障害のある人の権利擁護の推進
- (5) 保健・医療の充実

3

自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために
～就労支援等の自立に向けた施策の展開～

- (1) 障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進
- (2) 障害のある人の就労支援と場の拡大
- (3) 福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進
- (4) 仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進

4

子どもの健やかな発達のために
～障害児に対する支援策の展開～

- (1) 保育・教育における支援体制の充実
- (2) 発達支援センターの機能強化
- (3) 学校教育・社会教育の充実
- (4) 医療的ケア児に対する支援体制の充実
- (5) 強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の実態把握と適切な支援体制の構築

5

求められる支援に寄り添うために
～個々の特性に応じた支援の場の提供～

- (1) 重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進
- (2) 特性に応じた過ごしの方の拡充
- (3) 様々な障害に対応できる日中一時支援事業の充実

6

安全・安心なまちづくりのために
～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備
- (2) 災害等、緊急時の支援の充実
- (3) 移動・交通手段の充実
- (4) 消費者保護の推進

7

必要な支援・サービスが円滑に提供されるために
～人材確保・育成の推進～

- (1) 質の高い福祉サービスの充実・提供
- (2) 福祉人材の確保・育成
- (3) 事業所等との情報共有等、連携の強化